

練馬光が丘病院跡施設活用基本計画（素案）に
寄せられた意見と区の考え方について

1 意見の受付状況

意見の募集期間

令和2年8月1日（土）から同月31日（月）まで

周知方法

ア ねりま区報（8月1日号）、区ホームページへの掲載、区民情報ひろば、
区民事務所（練馬を除く）、図書館、企画課での閲覧

イ 説明会の開催

開催日および会場		参加人数
令和2年8月20日	光が丘区民センター	7名
8月23日	〃	9名
合 計		16名

ウ 光が丘地区連合協議会幹事会にて説明

意見件数

39件

・パブリックコメント	22件
・説明会等	17件

2 寄せられた意見の内訳

項 目	件 数
1 計画策定の目的・経緯	0
2 病院跡施設の概要	0
3 活用の基本的な考え方	2
4 跡施設に求める機能	30
5 民間事業者に提案を求めるに当たっての条件	6
6 活用スケジュール(予定)	0
7 その他	1
合 計	39

3 意見に対する対応状況

対 応 区 分	件 数
意見の趣旨を踏まえ計画に反映するもの	0
○ 素案に趣旨を掲載しているもの	27
素案に記載はないが、他の施策等で既に実施しているもの	1
事業実施等の際に検討するもの	4
趣旨を反映できないもの	0
その他、上記以外のもの	7
合 計	39

4 寄せられた意見と区の考え方

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
3 活用の基本的な考え方			
1	運営事業者を共同事業体による提案も認める形にしたのはなぜか。	跡施設の延床面積が約17,000㎡と大きく、医療分野に係る機能のみでは建物全体を活用できない可能性があるため、複数の機能を含む複合型運営も想定しています。	
2	福祉分野は公的責任で行うべきだと考える。区有地、区の建物を使って民間に委託するのであれば、公的責任の部分を明確にして、丸投げにならないようお願いしたい。	福祉分野のサービスは主に民間が担っており、区は、公共サービスの仕組みづくりとコーディネート、チェック機能を担っています。 これまでも、民間による施設整備によりサービスの向上を図ってきました。練馬光が丘病院跡施設でも、民間事業者を誘致することで医療・福祉サービスの向上につながるよう進めてまいります。	
4 跡施設に求める機能			
3	地域包括ケア病棟、慢性期機能病床、緩和ケア病棟はぜひ充実したものにしてもらいたい。計画では病棟では100～200床ということだが、さらに必要が出てきた時に備え、300床ほど引き受けられる余裕スペースを取る計画にしていきたい。	事業者の経営判断により200床を超える提案もあり得るものと考えています。しかし、現病院は、設備基準を満たさない部分や待合室等が手狭であり、受療環境を拡充する必要があるため、計画上は100床から200床程度の病院の提案を求めています。	
4	100床から200床の提案を求めるとあるが、具体的に求める内容や機能はあるのか。	移転後の練馬光が丘病院に設置できなくなった地域包括ケア病床については必須機能として求めます。そのほか、慢性期機能病床は更なる整備が必要な状況にあり、緩和ケア病棟、在宅療養後方支援病床についても望ましい機能として位置付けています。	
5	跡施設には、地域包括ケア病床ができるのか。移転後の新病院で見込んでいた50床の整備ではニーズに対して足りないのではないのか。	跡施設では、地域包括ケア病床を含む病院の提案を必須とします。地域包括ケア病床の病床数については、事業者の運営方針によるところが大きいと考えています。	
6	移転後の新病院に加え、跡施設に病院を整備すると、練馬区内の医療体制は充足されるのか。	練馬光が丘病院の移転・改築および高野台新病院の整備をしても、人口10万人当たりの一般・療養病床数は23区平均の1/2にとどまる見込みです。 今後も、高齢化の進展に伴う医療需要を見据え、引き続き病床確保に向けた取組を進めていきます。	
7	跡施設で設置される病院の入院差額ベッド代を安くしてほしい。	差額ベッド代は運営事業者が設定します。設定する際は、安定的な病院運営と利用者の利便性を両立する必要があると考えています。	

番号	意見の概要	区の方考え方	対応区分
8	<p>練馬光が丘病院には、区民、区、病院、区議会議員が参加する運営協議会がある。今回の新病院にも設置をお願いしたい。</p>	<p>現練馬光が丘病院は、区の中核的病院として、区と運営に関する協定を締結し、救急医療、小児医療、災害時医療など採算性が低い事業を担っており、土地・建物を無償で貸し付けています。運営協議会は、その協定に基づき設置しています。</p> <p>跡施設に誘致する病院は、回復期・慢性期機能を有する病院を予定しており、土地・建物も有償で貸し付ける予定です。現時点では、運営協議会の設置は想定しておりませんが、近隣住民の方のご意見も伺いながら運営していく必要があると考えています。</p>	
9	<p>回復期リハビリテーション病床と地域包括ケア病床の違いが分かりにくい。</p>	<p>「回復期リハビリテーション病床」は、脳血管疾患や大腿骨の骨折等、入院の対象となる疾病が決まっています。急性期を脱した後、すぐに自宅に戻ることが難しい方に対し、集中的なリハビリテーションを行い、在宅復帰を支援します。</p> <p>「地域包括ケア病床」は、疾病は限定せず広く利用することができます。リハビリによる在宅復帰を支援するほか、在宅療養中に容態が悪化した方の一時的な受入れにも対応します。</p>	
10	<p>福祉分野と医療が連携した施設はすぐにでも必要であり、高齢化が一層進むと予想される中、よい計画だと思う。広い区有地と区所有の建物をそのまま使え、めったにない大型施設になる。モデルケースになるようにしてもらいたい。</p>	<p>病院を必須機能としていることから、福祉分野に係る機能の中でも、医療と連携することで効果が発揮できる機能を、提案を望む機能としています。</p>	
11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28	<p>現在、区には医療的ケアが必要な重症心身障害児者が短期に入所できる施設がなく、レスパイトや家族の用事、社会的な参加のために利用するときには、区外の施設を利用せざるをえないため、本人および家族の負担が大きい。区内にショートステイ機能を整備してほしい。 (他、同様17件)</p>	<p>区は、医療的ケアがある重症心身障害児者のご家族の負担軽減のため、「第2次みどりの風吹くまちビジョン」において、医療的ケアに対応したショートステイの整備を検討することとしています。</p> <p>練馬光が丘病院跡施設活用基本計画においても、「医療と連携することで効果が発揮できる福祉分野に係る機能」を事業者から提案を望む機能として位置付けており、医療的ケアに対応したショートステイは、この機能に含まれるものと捉えています。</p>	

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
29	<p>デイケアセンターや訪問介護施設などの高齢・介護施設について、区全体として今後整備していく予定はあるのか。</p>	<p>区では、「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、特別養護老人ホーム、都市型軽費老人ホーム、看護小規模多機能型居宅介護について、今年度までの整備目標を定めて整備を進めてきました。今後については、次期計画の策定において検討します。</p>	
30	<p>共同事業体での提案も認めるようだが、老人ホームなどは考えているのか。</p>	<p>特別養護老人ホームについて、現在設定している目標数を満たす整備計画が進行中です。今後については、次期計画の策定において検討します。</p> <p>有料老人ホームは、民間事業者が民有地で整備していくことを基本とするため、区有施設での整備は想定していません。</p>	
31	<p>他の自治体では介護するとポイントが貯まるボランティアポイント制度などがあるが、介護を担っている人をサポートする制度などの取組を区として考えているのか。</p>	<p>区では、在宅で高齢者を介護する家族の負担軽減を図るため、家族介護者教室を行っています。</p> <p>また、介護事業所の従事者に対して、研修や相談、資格取得助成などを行っています。</p> <p>今後とも、介護人材の確保・育成・定着支援について、取り組んでいきます。</p>	
32	<p>他自治体の公団住宅の中で展開している「街の保健室」の設置を希望する。体調に不安を持つ人、病院に行くには敷居が高く行きにくい人、退院後の体調不安を抱える人々が気軽に相談に訪ねられる場所を作ってはどうか。</p>	<p>区では、高齢者などが気軽に集い、お茶を飲みながら介護予防について学んだり、健康相談したりできる地域拠点として「街かどケアカフェ」を運営しています。専門スタッフによる健康相談、介護予防体操の他、地域団体が日替わりで認知症カフェや薬の講座など、「交流」「相談」「介護予防」に関する様々な事業を実施しています。光が丘地域でも、地域団体により1か所運営されています。</p>	

番号	意見の概要	区の考え方	対応区分
5 民間事業者に提案を求めるに当たっての条件			
33	福祉分野の様々な問題が起きたケースを見ると、人的要素に尽きる。働く人の専門性は継続した経験によってつくられるため、長期間継続して働く人を余裕をもって配置し、労働条件を良いものにしてほしい。そのため、区所有の土地建物の賃料は無料とし、賃金や福利厚生に十分配慮するよう区が責任を持ってもらいたい。	跡施設は区有財産であり、適正な対価で貸し付ける必要があります。一方で、公共性が高い事業は、区の条例で減額・無償とできる場合が定められています。 計画では、有償を基本としつつ、事業者の提案により減額・無償とすることも検討することとしています。 跡施設の運営は民間事業者が担うこととしており、安定的な運営ができる計画が、事業者選定の際に評価します。	
34	新型コロナウイルスの影響で経営が苦しい病院が多い。経営が長期的に安定するように、賃料を安くするなど、区が支援をしてほしい。	跡施設は区有財産であり、適正な対価で貸し付ける必要があります。一方で、公共性が高い事業は、区の条例で減額・無償とできる場合が定められています。 計画では、有償を基本としつつ、事業者の提案により減額・無償とすることも検討することとしています。	
35	契約期間は20年から30年にするなど、なるべく長く運営してほしい。	一定期間の長期的な活用を想定しており、事業者からの提案により定めます。	
36	工事費などは事業者負担とし、区の税金は使われないのか。	跡施設は区が土地および建物を所有しているため、一定程度の負担は必要になると想定しています。	
37	現病院は出入りできるのが1階のみであり、車椅子での利用に苦労する。2階のふれあいの小径からも入れるような施設設計を考えてほしい。	現病院の2階の出入り口は、職員など関係者専用となっています。 2階からの出入りについては事業者の施設利用によりますので、いただいたご意見については選定された事業者に伝えます。	
38	現病院の近くに住んでいるが、設備などが老朽化しているのではないのか。病院の設備などは入れ替わるのか。	これまでも定期的な改修は行っていますが、病院としての機能を止めることはできないため、大規模改修等を行えませんでした。 今後、選定された事業者により必要な改修が行われる予定です。	
7 その他			
39	8月20日の説明会后、意見提出の締切が31日というのは短すぎる。期間の検討をしてほしい。	8月1日より区報やホームページでご意見の募集をしています。練馬区区民意見反映制度に関する規則に定められたとおり、ご意見の提出期間には20日以上の日数を設けています。 今後も、様々な機会にご意見を伺いながら進めていきます。	